

## 社会福祉法人麗寿会 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日までの 3 年間

### 2. 内容

目標 1：平成 32 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 平成 29 年 6 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 29 年 6 月～ 管理職会議での検討開始
- 平成 30 年 3 月～ ノー残業デーの実施（予定）

目標 2：平成 32 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 10 日以上とする。

#### <対策>

- 平成 29 年 7 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成 29 年 7 月～ 管理職会議での検討開始
- 平成 30 年 3 月～ 計画的な取得に向けた検討実施
- 平成 30 年 3 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始